



2025年2月13日

各位

会社名 住友ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 悟
(コード番号 5110 東証プライム)
問合せ先 執行役員経理財務本部長 日野 仁
078-265-3000 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年3月27日開催予定の第133期定時株主総会に上程することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1) 現行定款第20条(代表取締役および役付取締役)の変更

当社は、執行役員制度を導入しており、一部の役付取締役に関する規定が不要となっていることから、現行定款第20条の規定を業務執行体制の実態に合わせるため見直すものであります。

(2) 現行定款第21条(取締役会の招集権者および議長)の変更

取締役会の柔軟な運営を可能とすることならびに意思決定過程の独立性、客観性および透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集権者および議長が取締役会長に限定されている現行定款第21条を変更し、社外取締役を含むその他の取締役が招集権者および議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第20条(略) ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、 <u>取締役副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第20条(略) ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名 <u>および</u> 社長1名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の決議で定められた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。

② <u>取締役会長</u> に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。	② <u>前項の取締役</u> に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2025年3月27日（予定）

以 上